

関西労働者安全センター

労災職業病

関西労働者安全センター
2019. 8.10発行〈通巻第502号〉200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-11 ウタカビル201
TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278
郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284
E-mail : koshc2000@yahoo.co.jp
ホームページ : <http://koshc.jp/>



原告全員勝訴の判決、賠償額も増額 住友ゴム工業アスベスト損害賠償訴訟	2
情報機器作業の安全衛生はリスクアセスメントで VDTガイドラインを17年ぶりに改正	8
死ぬまで元気です vol.16 右田孝雄	14
韓国からのニュース	15
全国労働安全衛生センター連絡会議総会のお知らせ	18

7月の新聞記事から

7/3 地盤改良工事などを手がける「ライト工業」（東京都千代田区）の建設現場で、現場監督をしていた男性社員（30）が2017年11月に自死したのは、長時間労働が原因だったなどとして、向島労働基準監督署が労災認定していた。6月17日付。男性は2015年4月に入社。山梨・千葉・神奈川・埼玉など各県で主に土木工事の監督業務をおこなっていた。同時に2,3の現場を駆けもちしたり、緊急で別の現場に夜間に呼び出されたりしたこともあった。向島労基署は、男性が精神疾患を発症していたことを認定。時間外労働時間は、発症直前の1カ月は約101時間、2カ月が約113時間、3カ月が約103時間だった。

7/4 複数の後輩と同僚へのパワハラ行為を約9年間にわたって続けたとして、葉山町は、町消防本部消防総務課の男性主任（30）を停職3カ月の懲戒処分にした。6月28日付。主任は2010年ごろから、後輩ら計18人に対し、胸ぐらをつかんだり、他の職員の前で大声で叱りつけたりしたほか、容姿をばかにする言動をするなどした。このうち女性職員1人は精神疾患を発症し、今年5月末から休職している。

広島県福山市は、福山城内に開設されている市立福山城博物館の3、4階の天井からアスベストが検出されたと発表。5日まで休館にし、6日以降については対応を検討する。職員や入館者から健康被害の申し出はない。耐震化工事に向け調査をしていた外部委託業者が7月18日に天井の一部をサンプル採取、専門機関の分析で今月2日、アスベスト含有が確認された。

7/5 労災保険の給付額を再雇用後の賃金に合わせ低く算定されたことを不服として、アスベスト被害の労災認定を受け死亡した北海道室蘭市の男性の遺族が、北海道労働者災害補償保険審査官に審査請求した。毎月勤労統計の不正調査による過少支給の発覚で今年5月、追加支給決定通知を受けたため審査請求が可能になり過去の給付額の算定自体を不当と主張した。

7/6 東京ドームシティシアターGロッソでヒーローショーのお姉さん（MC）を務めていた女性が6月にハラスメント被害をTwitterで告発した件で、東映エンターテインメントおよび東映は、ハラスメントが確認されたとして被害者への謝罪と対応策を明らかにした。被害者は約1年にわたり握手会中に水をかけるなどの嫌がらせや胸やお尻を触るといったセクハラなどのハラスメントがあったと訴えていた。東映側は聞き取り調査により、1人の社員のほか委託先の会社に所属するスタッフ等の計6人により、訴えのとおりハラスメント等が行われていたと報告。ハラスメント等を行ったスタッフに対し、今後その関与の度合いに応じた処分と対応を行う。

7/10 福井県若狭町上中中の新任教諭だった嶋田友生さん（27）が2014年10月に長時間過重労働で自殺したのは、校長が安全配慮義務を怠ったためとして父親が若狭町と県に約1億円の損害賠償を求めた訴訟の判決が福井地裁であった。裁判長は、過重労働は校長の安全配慮義務違反が原因と判断、町と県に約6500万円の支払いを命じた。担当授業の準備、部活動指導、初任者研修の準備、保護者対応などの事務について「勤務時間外に行わざるを得なかった。事実上、校長の指揮監督下で行っていたものと認める」と判断した。勤務時間以外に4～6月は月128～158時間、9月は169時間にわたって在

校していた。地方公務員災害補償基金県支部は16年9月、公務災害と認定した。

7/22 広島県福山市地区消防組合消防局は、部下にパワハラをしたとして、福山市内の消防署に勤務する消防指令補の男性（45）を停職1カ月、消防士長の男性（43）を減給10分の1（6カ月）の懲戒処分にしたと発表した。消防指令補は2月5日と3月30日、深夜に騒いだり、仮眠を取っていた職員を悪ふざけで起こしたりした男性消防士に対し、署内の食堂でプラスチック棒で尻をたたき、ほおを平手打ちするなどした。消防士長は同じ消防士に、勤務中の居眠りなどの改善がみられないことから4月以降、意図的に会話をしないといった精神的な苦痛を与えた。消防士は同23日以降、精神疾患を理由に休暇を取っている。

沖縄県浦添市消防本部は、職場内で部下の男性消防士長に暴言を吐くなどパワハラ行為があったとして、消防司令補の男性（43）を停職2カ月の懲戒処分にしたと発表した。市の調査の結果、パワハラは15年間にわたって、被害者は職員の約3割に上った。2人の所属は同じで、司令補は消防士長に「調子に乗るな」「俺を怒らせるな」などと大声で暴言を浴びせていたという。消防士長は約3カ月間、療養のため休職した。市ハラスメント調査委員会の聴き取りの結果、この司令補のパワハラは2003年から確認され、職員100人のうち被害者は31人に上った。同本部は管理監督責任として、消防長を口頭注意、所属課長らを文書訓告とした。再発防止策として、研修や面談での状況把握などを挙げ、「消防行政の信頼回復に全力で取り組む」としている。

7/25 「龍角散」（東京都千代田区）の元法務担当部長の50代女性が、社長によるセクハラ行為の調査をしたところ解雇されたのは不当として、解雇の無効を求めた訴訟の第1回口頭弁論が東京地裁であり、龍角散側は請求の棄却を求めて争う姿勢を示した。女性は2012年4月、法務担当の管理職として中途採用され、翌年には法務担当部長に昇格。2013年度以降、期末人事評価では一番評価の高いS評価を受けていた。女性は社長が12月6日に開かれた忘年会で、業務委託契約の女性に対し、「君が大好きなんだよ」などと言い、一方的に抱きついたりするセクハラ行為をしていたと出席者から報告を受けた。人事課長と共にセクハラを受けた女性と参加者にヒアリングをおこなった後の17日、突然社長室に呼び出され、社長から「セクハラをねつ造してけしからん。（被害者）女性はセクハラなんか無かったと言っているじゃないか」などと言われ、その場でパソコンや社員証などを取り上げられ、口頭で自宅待機を命じられたという。会社側は解雇理由として「（被害を受けたとされる）女性の認識や意向とは異なる申告をさせた」、「適切なヒアリング手段をとらなかった」ことが、就業規則の懲戒事由に該当すると主張している。

7/30 部下に退職を迫るなどのパワハラをしたとして、陸上自衛隊久居駐屯地（三重県津市）は、第33普通科連隊に所属する40代の男性一等陸尉を戒告の懲戒処分にしたと発表した。一尉は5月14日午前9時ごろ、部下の隊員に対して指導中に転属や退職を要求し、退職届を無理やり提出させた。一尉が上司に報告して発覚した。退職届は無効となり、部下は勤務を続けている。